

液石法事務の指定都市長への移譲について

第12次地方分権一括法※（平成4年法律第44号）が令和5年4月1日に施行され、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下、「液石法」という。）に係る知事の事務・権限の一部が指定都市の長に法定移譲されました。

※地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

1 申請・届出窓口等

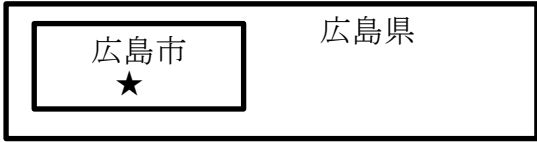
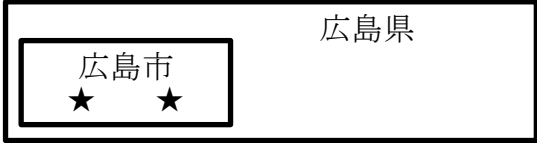
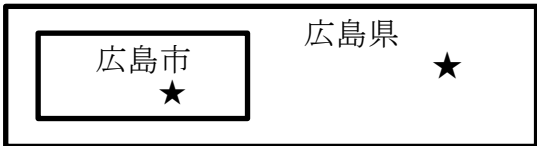
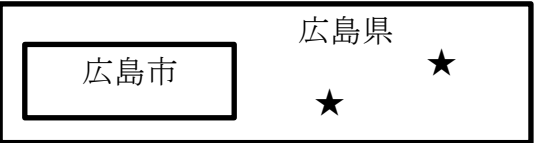
令和5年度以降は次のとおり変更となりました。

【販売事業・保安業務】 ・広島市以外の市町に係る事業者 ・広島市以外の市町も含む事業者 【施設・設備等】 ・広島市以外に所在する施設・設備	広島県知事 ※従来どおり 広島県危機管理監消防保安課 危険物・高圧ガスグループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL:082-513-2791 (ダイヤルイン)
【販売事業・保安業務】 ・広島市のみに係る事業者 【施設・設備等】 ・広島市に所在する施設・設備	広島市長（広島市消防局長） 広島市消防局予防部指導課 危険物係 〒730-0051 広島市中区大手町五丁目 20-12 TEL:082-546-3482 (ダイヤルイン)

【備考】令和5年3月31日までに液石法の規定により広島県知事の登録、認定、許可等を受けた事業者、施設等は、広島市消防局長の登録、認定、許可等を受けたものとみなされます。
(広島市消防局長への行政庁移管に係る手続きは不要です。)

2 液石法の所管行政庁について

(1) 販売事業の登録、販売事業者の認定

広島市長所管（広島市登録・認定）	広島県知事所管（県登録・認定）
広島市内のみ に販売所を設置して事業を行う場合 【例】★：販売所  	広島県内のみ（ 広島市のみを除く ）に販売所を設置して事業を行う場合 【例】★：販売所  

(2) 保安業務（保安機関の認定）

広島市長所管（広島市認定）	広島県知事が所管（県認定）
<p data-bbox="197 241 791 280"><u>広島市内の販売所のみ</u>の保安業務を行う場合</p> <p data-bbox="213 320 711 389">【例】○：保安機関 ★：販売所 ←：保安業務実施（自主・受託）</p> <div data-bbox="229 421 762 555"> </div> <div data-bbox="229 586 762 734"> </div> <p data-bbox="197 775 759 844">【注意】次のような場合、当該保安機関は広島市長所管（広島市認定）となります。</p> <div data-bbox="229 882 788 1039"> </div>	<p data-bbox="829 241 1425 311">広島県内<u>（広島市のみを除く）</u>の販売所のみ の保安業務を行う場合</p> <p data-bbox="842 320 1340 389">【例】○：保安機関 ★：販売所 ←：保安業務実施（自主・受託）</p> <div data-bbox="861 421 1394 555"> </div> <div data-bbox="861 586 1394 734"> </div> <p data-bbox="829 775 1385 844">【注意】次のような場合、当該保安機関は広島県知事所管（県認定）となります。</p> <div data-bbox="845 882 1410 1039"> </div>

(3) 貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備（許可）

販売事業の登録、保安機関の認定を行っている行政庁（経済産業省、広島県、広島市）にかかわらず、それぞれの施設の所在地、使用の本拠の所在地を管轄する行政庁（広島県、広島市）が所管となります。

広島市長所管（広島市許可）	広島県知事所管（県許可）
<ul data-bbox="207 1344 702 1489" style="list-style-type: none"> 貯蔵施設、特定供給設備 <u>施設の所在地が広島市</u>の場合 充てん設備 <u>使用の本拠の所在地が広島市</u>の場合 <div data-bbox="229 1554 762 1688"> </div>	<ul data-bbox="826 1344 1404 1523" style="list-style-type: none"> 貯蔵施設、特定供給設備 施設の所在地が県内<u>（広島市以外）</u>の場合 充てん設備 使用の本拠の所在地が県内<u>（広島市以外）</u>の場合 <div data-bbox="839 1554 1372 1688"> </div>

(4) 液化石油ガス設備工事関係（届出）

広島県条例により各市町に事務を移譲しているため、手続きに変更はありません

① 液化石油ガス設備工事

施設・建築物の所在地を管轄する消防本部（局）への届出

② 特定液化石油ガス設備工事業

事業所の所在地を管轄する消防本部（局）への届出